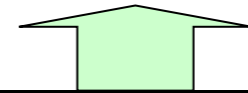


平成26年度 行政評価市民評価 ヒアリング資料

事務事業名	南河内公民館管理運営事業 ○公民館の管理運営		所管部課	教育委員会	生涯学習課 南河内公民館		
意 図	地域に根ざした生涯学習の拠点施設として地域課題を的確に把握し、あらゆる世代に親しまれる各種講座の開催を行うことで市民の自発的な学習を促進する。また、自主サークル、各種団体への情報提供や支援を行い、市民による相互学習を促進する。各種講座の開催や自主サークルなどの支援を通じて市民の自立を促すことで自治意識の向上を図り、市民によるまちづくりの足がかりとする。						
事業概要	公民館講座・教室の開催及び公民館管理。						
事業内容	総合計画での位置づけ	章 1	みんなで学び文化を育むふれあいのまちづくり	節 2	生涯にわたる学びの機会の充実	施策 1	生涯学習の推進
	根拠法令等	社会教育法、公民館の設置及び管理運営に関する基準 下野市公民館設置条例、下野市公民館設置条例施行規則					
	事業種別	○	市単独事業	施設整備や基盤整備等の建設事業	設計や予備調査等、施設整備や基盤整備等の建設事業の準備段階で行われるもの		
	新規・継続	継続					
	熟度・緊急性	事業詳細・手段	生涯学習の拠点施設として、教育・文化の振興、健康の増進など市民の社会生活向上を目的に各種講座を開催する。また、自主サークルへ活動の場を提供するとともに、新規サークルの育成を含めて各サークルの活動支援を行う。				
	市の関与のあり方	南河内公民館が事業主体として講座の開設や管理運営を行い、自主サークル活動への発展支援も行っている。					
	事業量・頻度	H26年度 講座数14講座 受講者延人数1,200人/年 開館日数280日/年 利用者数 30,000人/年 (推定) 利用件数 2,000件/年 (推定) H27年度 講座数15講座 受講者延べ人数1,400人/年 開館日数279日/年 利用者数 30,000人/年 (推定) 利用件数 2,000件/年 (推定) 各種業務委託 定期清掃委託3回/年 日常清掃委託4回/週 警備委託 施設管理業務委託 平日 17:00~21:15 日曜 8:45~17:15					
	効率性	講座に関する経費及び自主サークル等への支援、公民館の維持管理・運営に要する経費 H26事業費 6,941千円 H27事業費 6,941千円 報償費 講師謝金 557千円 旅 費 職員旅費 12千円 需用費 講座消耗品他 2,704千円 役務費 保険料等 188千円 委託料 業務委託料 3,191千円 使用料及び賃借料 127千円 備品購入費 162千円 家庭教育講座 2講座 青少年講座 4講座 セカンドステージ支援講座 2講座 高齢者講座 1講座 成人(教育・教養)講座 6講座 計 15講座 公民館まつりの実施 自主サークル35団体					
	年度別事業費	平成26年度予算 (単位:千円)	平成27年度事業費見込(単位:千円)	事務事業所属課番号	1		
		6,941	6,941				

事業推進方針	
	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業
○	事業内容を見直しながら実施する事業
	当面実施しない事業、または廃止・休止する事業

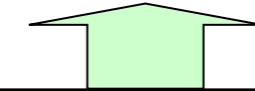


事業推進方針判断に際しての3つの視点					
必要性	事務事業の必要性を判断する際には、当該事業が総合計画基本計画に明確に位置づけられているか、あるいは、この事業に対応した施策が明確に基本計画に記載されているか、また、総合計画基本計画の策定後に、当該事業の実施が求められるような社会経済情勢の変化があるかどうかを判断基準としています。 総合計画では、1章2節生涯にわたる学びの機会の充実、施策1「生涯学習の推進」に位置づけられています。 自治基本条例第34条では、「市民、議会及び市は、市民が主役のまちづくりを推進するため、自発的なまちづくりの担い手及び自律的なまちづくり組織が育つよう支援を行い、その学習環境及び拠点の整備に努めるものとする。」と規定しています。市民が主役のまちづくりを推進するためには、それを担う人づくりが必須であり、環境(場所、機会、仕組みなど)づくりに努める必要があることから、市は、生涯学習の拠点施設である公民館の維持管理を適切に行うとともに、公民館活動を充実させる必要があります。 以上のことから、必要性は高いとしました。				
	<table border="1"> <tr> <td>高い</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>低い</td> <td></td> </tr> </table>	高い	○	低い	
高い	○				
低い					
熟度・緊急性	事務事業の熟度・緊急性を判断する際には、新規事業の場合は、着手・実施の見通しはあるか、事業進捗の阻害要因があるか、継続事業の場合は、現行レベルを継続するうえで事業進捗に相当な影響を及ぼす新たな障害がないか、また、事業を休止・縮小することが可能かという観点も判断基準としています。 公民館は、社会教育の中核的施設であり、地域を形成していくための拠点施設となっており、生涯学習の場となっています。 また、公民館主催の講座等を通して、新たな市民活動団体等を増やしていく必要があります。公民館において事業が実施されない場合、地域住民の学習機会が制約を受けることになり、生涯学習の目的が達成されず住民の学習意欲の低下や地域における連帯感の希薄化などの影響が出ると考えられます。 以上のことから、熟度・緊急性は高いとしました。				
	<table border="1"> <tr> <td>高い</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>低い</td> <td></td> </tr> </table>	高い	○	低い	
高い	○				
低い					
効率性	事務事業の効率性の判断にあたっては、民間委託の拡大を図っているか、類似業務との統合を進めているか、経費削減に向けた改善・工夫を行っているかなどを判断基準としています。 講師依頼においては、地元ボランティア及び教育事務所等行政職員が講師となる講座を開催し、経費の節減に努めており、また、託児付き講座を開催することにより、受講生が増加傾向にあります。 以上のことから、効率性は高いとしました。 しかし、趣味の講座等は盛況ですが、家庭教育講座においては定員割れしている講座が見受けられるため、時期や内容を検討し、広報媒体を活用しながら、受講生の確保に努める必要があります。また新たなサークルの設立のための支援や会員の加入促進等の課題があるため、公民館活動の一層の充実が必要とされています。				
	<table border="1"> <tr> <td>高い</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>低い</td> <td></td> </tr> </table>	高い	○	低い	
高い	○				
低い					

平成26年度 行政評価市民評価 ヒアリング資料

事務事業名	南河内東公民館管理運営事業 ○公民館の管理運営		所管部課	教育委員会	生涯学習課 南河内東公民館		
意 図	地域に根ざした生涯学習の拠点施設として地域課題を的確に把握し、あらゆる世代に親しまれる各種講座を開催することで市民の自発的な学習を促進する。また、自主サークル、各種団体への情報提供や支援を行い、市民による相互学習を促進する。各種講座の開催や自主サークルなどの支援を通じて市民の自立を促すことで自治意識の向上を図り、市民によるまちづくりの足がかりとする。						
事業概要	公民館講座・教室の開催及び公民館管理。						
事業内容	総合計画での位置づけ	章 1	みんなで学び文化を育むふれあいのまちづくり	節 2	生涯にわたる学びの機会の充実	施策 1	生涯学習の推進
	根拠法令等	社会教育法、公民館の設置及び管理運営に関する基準 下野市公民館設置条例、下野市公民館設置条例施行規則					
	事業種別	○	市単独事業	施設整備や基盤整備等の建設事業	設計や予備調査等、施設整備や基盤整備等の建設事業の準備段階で行われるもの		
	新規・継続	継続					
	事業詳細・手段	生涯学習の拠点施設として、教育・文化の振興、健康増進など市民の社会生活向上を目的に各種講座を開催する。また、自主サークルの活動の場を提供するとともに、新規サークルの育成を含めて各サークルの活動を支援する。					
	市の関与のあり方	南河内東公民館が事業主体として講座の開設や管理運営を行い、自主サークル活動への発展支援も行っている。					
	事業量・頻度	H26年度 講座数 18講座 受講者延人数1,350人/年 開館日279日/年 利用者数13,600人/年（推定） 利用件数1,100件（推定） H27年度 講座数 16講座 受講者延人数1,350人/年 開館日280日/年 利用者数13,700人/年（推定） 利用件数1,100件（推定） 各種委託業務 日常清掃委託 週2回 ・ 電気設備保安業務 ・ 警備委託 ・ 空調設備保守管理 防火対象物点検 ・ 消防設備点検 ・ 昇降機保守管理 ・ 自動ドア保守管理 施設管理業務委託 平日17:00～21:15 日曜 8:45～17:15					
	効率性	講座に関する経費及び自主サークル等への支援、公民館の維持管理・運営に要する経費 H26事業費 7,289千円 H27事業費 7,370千円（H27事業費の増は、東体育館を含む電気料の増額を見越したためです。） 報償費 585千円 旅費 9千円 需用費 3,704千円（南河内東体育館の電気料も含む。） 役務費 161千円 委託料 2,756千円 使用料及び賃借料 155千円 家庭教育講座 2講座 青少年教育講座 4講座セカンドステージ支援講座 4講座 高齢者講座 1講座 成人（教育・教養）講座 7講座 計 18講座 自主サークル 25団体 公民館まつりの実施。					
	年度別事業費	平成26年度予算（単位：千円）	平成27年度事業費見込（単位：千円）	事務事業所属課番号	1		
		7,289	7,370				

事業推進方針	
	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業
○	事業内容を見直しながら実施する事業
	当面実施しない事業、または廃止・休止する事業

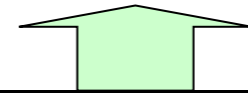


事業推進方針判断に際しての3つの視点					
必要性	<p>事務事業の必要性を判断する際には、当該事業が総合計画基本計画に明確に位置づけられているか、あるいは、この事業に対応した施策が明確に基本計画に記載されているか、また、総合計画基本計画の策定後に、当該事業の実施が求められるような社会経済情勢の変化があるかどうかを判断基準としています。</p> <p>総合計画では、1章2節生涯にわたる学びの機会の充実、施策1「生涯学習の推進」に位置づけられています。 自治基本条例第34条では、「市民、議会及び市は、市民が主役のまちづくりを推進するため、自発的なまちづくりの担い手及び自発的なまちづくり組織が育つよう支援を行い、その学習環境及び拠点の整備に努めるものとする。」と規定しています。市民が主役のまちづくりを推進するためには、それを担う人づくりが必須であり、環境（場所、機会、仕組みなど）づくりに努める必要があることから、市は、生涯学習の拠点施設である公民館の維持管理を適切に行うとともに、公民館活動を充実させる必要があります。 以上のことから、必要性は高いとしました。</p>				
	<table border="1"> <tr> <td>高い</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>低い</td> <td></td> </tr> </table>	高い	○	低い	
高い	○				
低い					
熟度・緊急性	<p>事務事業の熟度・緊急性を判断する際には、新規事業の場合は、着手・実施の見通しはあるか、事業進捗の阻害要因があるか、継続事業の場合は、現行レベルを継続するうえで事業進捗に相当な影響を及ぼす新たな障害がないか、また、事業を休止・縮小することが可能かという観点も判断基準としています。</p> <p>公民館は、社会教育の中核的施設であり、地域を形成していくための拠点施設となっており、生涯学習の場となっています。 また、公民館主催の講座等を通して、新たな市民活動団体等を増やしていく必要があります。公民館において事業が実施されない場合、地域住民の学習機会が制約を受けることになり、生涯学習の目的が達成されず住民の学習意欲の低下や地域における連帯感の希薄化などの影響が出ると考えられます。 以上のことから、熟度・緊急性は高いとしました。</p>				
	<table border="1"> <tr> <td>高い</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>低い</td> <td></td> </tr> </table>	高い	○	低い	
高い	○				
低い					
効率性	<p>事務事業の効率性の判断にあたっては、民間委託の拡大を図っているか、類似業務との統合を進めているか、経費削減に向けた改善・工夫を行っているかなどを判断基準としています。</p> <p>講師依頼においては、地元ボランティア及び教育事務所等行政職員が講師となる講座を開催し、経費の節減に努めており、また、託児付き講座を開催することにより、受講生が増加傾向にあります。 以上のことから、効率性は高いとしました。 しかし、趣味の講座等は盛況ですが、家庭教育講座においては定員割れしている講座が見受けられるため、時期や内容を検討し、広報媒体を活用しながら、受講生の確保に努める必要があります。また新たなサークルの設立のための支援や会員の加入促進等の課題があるため、公民館活動の一層の充実が必要とされています。</p>				
	<table border="1"> <tr> <td>高い</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>低い</td> <td></td> </tr> </table>	高い	○	低い	
高い	○				
低い					

平成26年度 行政評価市民評価 ヒアリング資料

事務事業名	石橋公民館管理運営事業 ○公民館の管理運営		所管部課	教育委員会	生涯学習課 石橋公民館		
意 図	地域に根ざした生涯学習の拠点施設として地域課題を的確に把握し、あらゆる世代に親しまれる各種講座の開催を行うことで市民の自発的な学習を促進する。また、自主サークル、各種団体への情報提供や支援を行い、市民による相互学習を促進する。各種講座の開催や自主サークルなどの支援を通じて市民の自立を促すことで自治意識の向上を図り、市民によるまちづくりの足がかりとする。						
事業概要	公民館講座・教室の開催及び公民館管理。						
事業内容	総合計画での位置づけ	章 1	みんなで学び文化を育むふれあいのまちづくり	節 2	生涯にわたる学びの機会の充実	施策 1	生涯学習の推進
	根拠法令等	社会教育法、公民館の設置及び管理運営に関する基準 下野市公民館設置条例、下野市公民館設置条例施行規則					
	事業種別	○	市単独事業	施設整備や基盤整備等の建設事業	設計や予備調査等、施設整備や基盤整備等の建設事業の準備段階で行われるもの		
	新規・継続	継続					
	熟度・緊急性	事業詳細・手段	生涯学習の拠点施設として、教育・文化の振興、健康の増進など市民の社会生活向上を目的に各種講座を開催する。また、自主サークルへ活動の場を提供するとともに、新規サークルの育成を含めて各サークルの活動支援を行う。				
事業内容	市の関与のあり方	石橋公民館が事業主体として講座の開設や管理運営を行い、自主サークル活動への発展支援も行っている。					
	事業量・頻度	平成26年度 講座数 14講座 受講者延人数2,000人/年 開館日数280日/年 利用者数40,000人/年 (推定) 利用件数2,800件/年 (推定) 平成27年度 講座数 14講座 受講者数延2,000人/年 開館日数280日/年 利用件数2,800件/年 (推定) 利用者数40,000人/年 (推定) 各種委託業務 清掃管理委託 日常清掃 石橋、南河内、南河内東公民館清掃委託 電気保安点検委託 ・ 消防点検委託 施設管理業務委託 平日 17:00~21:15 日曜 8:45~17:15					
	効率性	社会教育指導員、講座に関する経費及び自主サークル等への支援、公民館の維持管理・運営に要する経費 平成26年度事業費 22,551千円 平成27年度事業費 22,551千円 報酬 14,637千円 報償費 694千円 旅費 29千円 需用費 2,420千円 役務費 227千円 委託料 3,215千円 使用料及び賃借料 1,235千円 原材料費 30千円 負担金補助及び交付金 64千円 家庭教育講座 1講座、青少年講座 2講座、セカンドステージ講座 1講座、高齢者学級 1講座、成人(教育・教養)講座 9講座 計14講座 自主サークル 59団体 公民館まつりの実施					
年度別事業費	平成26年度予算 (単位:千円)	平成27年度事業費見込(単位:千円)	事務事業所属課番号	1			
	22,551	22,551					

事業推進方針	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業
○	事業内容を見直しながら実施する事業
	当面実施しない事業、または廃止・休止する事業

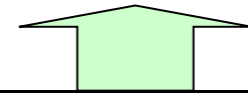


事業推進方針判断に際しての3つの視点					
必要性	<p>事務事業の必要性を判断する際には、当該事業が総合計画基本計画に明確に位置づけられているか、あるいは、この事業に対応した施策が明確に基本計画に記載されているか、また、総合計画基本計画の策定後に、当該事業の実施が求められるような社会経済情勢の変化があるかどうかを判断基準としています。</p> <p>総合計画では、1章2節生涯にわたる学びの機会の充実、施策1「生涯学習の推進」に位置づけられています。 自治基本条例第34条では、「市民、議会及び市は、市民が主役のまちづくりを推進するため、自発的なまちづくりの担い手及び自律的なまちづくり組織が育つよう支援を行い、その学習環境及び拠点の整備に努めるものとする。」と規定しています。市民が主役のまちづくりを推進するためには、それを担う人づくりが必須であり、環境(場所、機会、仕組みなど)づくりに努める必要があることから、市は、生涯学習の拠点施設である公民館の維持管理を適切に行うとともに、公民館活動を充実させる必要があります。 以上のことから、必要性は高いとしました。</p>				
	<table border="1"> <tr> <td>高い</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>低い</td> <td></td> </tr> </table>	高い	○	低い	
高い	○				
低い					
熟度・緊急性	<p>事務事業の熟度・緊急性を判断する際には、新規事業の場合は、着手・実施の見通しはあるか、事業進捗の阻害要因があるか、継続事業の場合は、現行レベルを継続するうえで事業進捗に相当な影響を及ぼす新たな障害がないか、また、事業を休止・縮小することが可能かという観点も判断基準としています。</p> <p>公民館は、社会教育の中核的施設であり、地域を形成していくための拠点施設となっており、生涯学習の場となっています。 また、公民館主催の講座等を通して、新たな市民活動団体等を増やしていく必要があります。公民館において事業が実施されない場合、地域住民の学習機会が制約を受けることになり、生涯学習の目的が達成されず住民の学習意欲の低下や地域における連帯感の希薄化などの影響が出ると考えられます。 以上のことから、熟度・緊急性は高いとしました。</p>				
	<table border="1"> <tr> <td>高い</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>低い</td> <td></td> </tr> </table>	高い	○	低い	
高い	○				
低い					
効率性	<p>事務事業の効率性の判断にあたっては、民間委託の拡大を図っているか、類似業務との統合を進めているか、経費削減に向けた改善・工夫を行っているかなどを判断基準としています。</p> <p>講師依頼においては、地元ボランティア及び教育事務所等行政職員が講師となる講座を開催し、経費の節減に努めており、また、託児付き講座を開催することにより、受講生が増加傾向にあります。 以上のことから、効率性は高いとしました。 しかし、趣味の講座等は盛況ですが、家庭教育講座においては定員割れしている講座が見受けられるため、時期や内容を検討し、広報媒体を活用しながら、受講生の確保に努める必要があります。また新たなサークルの設立のための支援や会員の加入促進等の課題があるため、公民館活動の一層の充実が必要とされています。</p>				
	<table border="1"> <tr> <td>高い</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>低い</td> <td></td> </tr> </table>	高い	○	低い	
高い	○				
低い					

平成26年度 行政評価市民評価 ヒアリング資料

事務事業名	国分寺公民館管理運営事業 ○公民館の管理運営		所管部課	教育委員会	生涯学習課 国分寺公民館		
意 図	地域に根ざした生涯学習の拠点施設として地域課題を的確に把握し、あらゆる世代に親しまれる各種講座の開催を行うことで市民の自発的な学習を促進する。また、自主サークル、各種団体への情報提供や支援を行い、市民による相互学習を促進する。各種講座の開催や自主サークルなどの支援を通じて市民の自立を促すことで自治意識の向上を図り、市民によるまちづくりの足がかりとする。						
事業概要	公民館講座・教室の開催及び公民館管理。						
事業内容	総合計画での位置づけ	章 1	みんなで学び文化を育むふれあいのまちづくり	節 2	生涯にわたる学びの機会の充実	施策 1	生涯学習の推進
	根拠法令等	社会教育法、公民館の設置及び管理運営に関する基準 下野市公民館設置条例、下野市公民館設置条例施行規則					
	事業種別	○	市単独事業	施設整備や基盤整備等の建設事業	設計や予備調査等、施設整備や基盤整備等の建設事業の準備段階で行われるもの		
	新規・継続	継続					
	事業詳細・手段	生涯学習の拠点施設として、教育・文化の振興、健康の増進など市民の社会生活向上を目的に各種講座を開催する。また、自主サークルへ活動の場を提供するとともに、新規サークルの育成を含めて各サークルの活動支援を行う。					
市内内容	市の関与のあり方	国分寺公民館が事業主体として講座の開設や管理運営を行い、自主サークル活動への発展支援も行っている。					
	事業量・頻度	H26年度 講座数 17講座 受講者延人数2,400人/年 開館日280日/年 利用者数52,000人/年（推定） 利用件数3,200件/年（推定） H27年度 講座数 17講座 受講者延人数2,500人/年 開館日280日/年 利用者数53,000人/年（推定） 利用件数3,300件/年（推定） 各種委託業務 清掃委託 日常清掃週3回 特別清掃 定期清掃 管理業務委託 平日17:00～21:15 日曜 8:45～17:15					
	効率性	講座に関する経費及び自主サークル等への支援、公民館の維持管理・運営に要する経費 H26年度事業費 5,598千円 H27年度事業費 5,500千円（備品購入費98千円減額） 報償費 講師謝礼 633千円 旅費 講座館外 16千円 需用費 講座消耗品等 756千円 役務費 保険料等 201千円 委託料 業務委託料 3,701千円 使用料及び賃借料 193千円 家庭教育講座 3講座 青少年講座 3講座 セカンドステージ支援講座 2講座 成人（教育・教養）講座 8講座 高齢者講座 1講座 合計17講座 自主サークル 42団体 公民館まつりの実施					
年度別事業費	平成26年度予算（単位：千円）	平成27年度事業費見込（単位：千円）	事務事業所属課番号	1			
	5,598	5,500					

事業推進方針	
	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業
○	事業内容を見直しながら実施する事業
	当面実施しない事業、または廃止・休止する事業

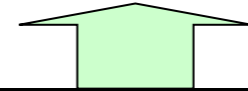


事業推進方針判断に際しての3つの視点	
必要性	事務事業の必要性を判断する際には、当該事業が総合計画基本計画に明確に位置づけられているか、あるいは、この事業に対応した施策が明確に基本計画に記載されているか、また、総合計画基本計画の策定後に、当該事業の実施が求められるような社会経済情勢の変化があるかどうかを判断基準としています。 総合計画では、1章2節生涯にわたる学びの機会の充実、施策1「生涯学習の推進」に位置づけられています。 自治基本条例第34条では、「市民、議会及び市は、市民が主役のまちづくりを推進するため、自発的なまちづくりの担い手及び自律的なまちづくり組織が育つよう支援を行い、その学習環境及び拠点の整備に努めるものとする。」と規定しています。市民が主役のまちづくりを推進するためには、それを担う人づくりが必須であり、環境（場所、機会、仕組みなど）づくりに努める必要があることから、市は、生涯学習の拠点施設である公民館の維持管理を適切に行うとともに、公民館活動を充実させる必要があります。 以上のことから、必要性は高いとしました。
熟度・緊急性	事務事業の熟度・緊急性を判断する際には、新規事業の場合は、着手・実施の見通しはあるか、事業進捗の阻害要因があるか、継続事業の場合は、現行レベルを継続するうえで事業進捗に相当な影響を及ぼす新たな障害がないか、また、事業を休止・縮小することが可能かという観点も判断基準としています。 公民館は、社会教育の中核的施設であり、地域を形成していくための拠点施設となっており、生涯学習の場となっています。 また、公民館主催の講座等を通して、新たな市民活動団体等を増やしていく必要があります。公民館において事業が実施されない場合、地域住民の学習機会が制約を受けることになり、生涯学習の目的が達成されず住民の学習意欲の低下や地域における連帯感の希薄化などの影響が出ると考えられます。 以上のことから、熟度・緊急性は高いとしました。
効率性	事務事業の効率性の判断にあたっては、民間委託の拡大を図っているか、類似業務との統合を進めているか、経費削減に向けた改善・工夫を行っているかなどを判断基準としています。 講師依頼においては、地元ボランティア及び教育事務所等行政職員が講師となる講座を開催し、経費の節減に努めており、また、託児付き講座を開催することにより、受講生が増加傾向にあります。 以上のことから、効率性は高いとしました。 しかし、趣味の講座等は盛況ですが、家庭教育講座においては定員割れしている講座が見受けられるため、時期や内容を検討し、広報媒体を活用しながら、受講生の確保に努める必要があります。また新たなサークルの設立のための支援や会員の加入促進等の課題があるため、公民館活動の一層の充実が必要とされています。

平成26年度 行政評価市民評価 ヒアリング資料

事務事業名	社会福祉協議会育成事業 ○地域福祉の充実		所管部課	健康福祉部	社会福祉課		
意 図	地域福祉の推進の中核的な役割を果たす社会福祉協議会の運営基盤の安定、強化を図ること で、社会福祉事業の効率的運営と、地域社会福祉の増進を図ることができる。						
事業概要	広く住民や社会福祉団体関係者に支えられた公共性を持つ社会福祉協議会に、運営費の一部 を補助する。						
事業 内 容	総合計画 での位置 づけ	章	4 安心して暮らせる健康 で明るいまちづくり	節	2 支え合いのまちづくり	施策	7 地域福祉の充実
	根拠法令 等	国：社会福祉法 市：社会福祉法人下野市社会福祉協議会運営補助金交付要綱、下野市心配ごと相談所設置運営要綱、下野 市法律相談事業実施要綱、下野市ボランティアセンター運営事業実施要綱					
	事業種別	○ 市単独事業	施設整備や基盤整備等の建 設事業	設計や予備調査等、施設整備や 基盤整備等の建設事業の準備段 階で行われるもの			
	新規・継続	継続					
	熟度・ 緊急性	社会福祉協議会は、社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない 民間組織として、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関 係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れ たまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざしたさま ざまな事業を行っている。 高齢者や障害者の在宅生活を支援するために、ホームヘルプサービス（訪問介護） や配食サービスをはじめ、地域のボランティアと協力し、高齢者や障害者、子育て中 の親子が気軽に集える「サロン活動」を進めているほか、社協のボランティアセン ターではボランティア活動に関する相談や活動先の紹介、小中高校における福祉教育 の支援等、地域の福祉活動の拠点としての役割を果たしている。 また、住民の身近な相談所として、心配ごと相談・法律相談など日常生活上のあら ゆる相談に応じ助言を行っている。					
	市の関与 のあり方	社会福祉協議会が事業主体となり、市が運営に要する人件費補助等を行っている。					
	事業量・ 頻度	平成26年度 ・社会福祉協議会の人件費（9人分） 運営費補助金 ・ボランティアセンター運営事業補助金 ・法律相談事業委託事務 ・心配ごと相談事業委託事務 ・地域福祉活動計画（H25策定）に基づく活動展開 ・人事交流として社会福祉協議会より1人社会福祉課へ派遣される。 平成27年度 ・人事交流をとおし、市と社会福祉協議会との連携を密にし、社会福祉協議会の更な る運営基盤の安定・強化が図れるよう取り組み、効果的に業務を進める。					
	効率性	平成26年度 62,750千円 ・負担金 49千円 ・補助金 59,264千円 ・委託料 3,437千円 平成27年度 62,750千円 ・負担金 49千円 ・補助金 59,264千円 ・委託料 3,437千円					
	年度別 事業費	平成26年度予算（単位：千円）	平成27年度事業費見込(単位：千円)	事務事業 所属課番号	33		
		62,750	62,750				

事業推進方針	
○	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業
	事業内容を見直しながら実施する事業
	当面実施しない事業、または廃止・休止する事業



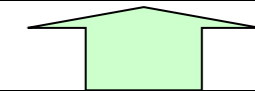
事業推進方針判断に際しての3つの視点		
必要性	事務事業の必要性を判断する際には、当該事業が総合計画基本計画に明確に位置づけられ ているか、あるいは、この事業に対応した施策が明確に基本計画に記載されているか、ま た、総合計画基本計画の策定後に、当該事業の実施が求められるような社会経済情勢の 変化があるかどうかを判断基準としています。	高い ○ 低い
	総合計画では、4章2節支え合いのまちづくり、施策7「地域福祉の充実」に位置づけられていま す。 社会福祉法人下野市社会福祉協議会運営補助金交付要綱に基づき、社会福祉に関する活動の活 性化を図り、地域福祉推進に資することを目的として、社会福祉協議会の運営及び福祉事業に 要する経費に対して補助金を交付しており、補助対象経費については、要綱で、「社会福祉協 議会の運営の基盤となる事務に従事する職員（市長が特に必要と認める嘱託職員及び臨時職員を 含む。）の人件費（給与、諸手当（時間外手当を除く。）、法定福利費、福利厚生費及び退職金掛 金をいう。）及び社会福祉協議会が定款に定める事業のうち市長が特に必要と認めた事業の経費 を対象とする。」としています。 以上のことから、必要性は高いとしました。	
熟度・ 緊急性	事務事業の熟度・緊急性を判断する際には、新規事業の場合は、着手・実施の見通しはあ るか、事業進捗の阻害要因があるか、継続事業の場合は、現行レベルを継続するうえで事 業進捗に相当な影響を及ぼす新たな障害がないか、また、事業を休止・縮小することが可 能かという観点も判断基準としています。	高い ○ 低い
	社会福祉協議会は、「福祉のまちづくり」のを目的に多くの人々により支えられており、地域 福祉推進のプラットフォームとしての役割を果たしています。そして、地域福祉活動や福祉サー ビスに取り組む住民・団体を支援するとともに、地域の福祉課題に対して地域協働で取り組ん でいます。 社会福祉協議会は民間団体とはいえ、住民の福祉を支える活動に携わる公共性のある団体でも あるため、人件費や事業費には公費の補助金が必要であり、市が責任を持つ公的な福祉サー ビスであっても、民間の特性を生かした運営が必要な場合には、市から委託金として運営費を支 払っています。 以上のことから、熟度・緊急性は高いとしました。	
効率性	事務事業の効率性の判断にあたっては、民間委託の拡大を図っているか、類似業務との統 合を進めているか、経費削減に向けた改善・工夫を行っているかなどを判断基準としてい ます。	高い ○ 低い
	心配ごと相談事業、ボランティアセンター運営事業については、補助金から委託事業に切り替 え、実績等を踏まえて委託料として支出するよう経費の適正化を図っています。 また、社会福祉課においては、社会福祉協議会で策定する地域福祉活動計画を支援し、市及び 社会福祉協議会の役割を明確にし、地域の課題等を整理するとともに、地域福祉の向上を図 っていくこととしています。 社会福祉協議会においては、社会福祉課や高齢福祉課からの委託業務を多く実施しており、市 と社会福祉協議会とが連携し、それぞれの役割分担の元、経費の適正化を図りながら社会福祉 活動を推進しています。以上のことから、効率性は高いとしました。	

平成26年度 行政評価市民評価 ヒアリング資料

事務事業名	ゆうゆう館管理事業 ○ふれあい館・ゆうゆう館・きらら館施設の充実（管理運営）		所管部課	健康福祉部	社会福祉課 ゆうゆう館		
意 図	市民の健康増進、地域住民の憩いの場、生きがいの場、ふれあいの場として活用されている保健福祉センターの円滑な管理運営を図る。						
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・温浴施設3館の機能特化方針に基づき、ゆうゆう館は、平成25年度にリラクゼーション施設として「露天風呂」を増設し、温浴機能を充実することで、その機能を高め、更に集客増を図っている。</li> <li>・市民が快適に利用できる施設を目指し、設備の修繕等適正な管理運営を実施している。</li> </ul>						
事業内容	総合計画での位置づけ	章 4	安心して暮らせる健康で明るいまちづくり	節 1	生涯健康のまちづくり	施策 3	健康づくり施設の充実
	根拠法令等	下野市保健福祉センター条例（市）					
	事業種別	○	市単独事業	施設整備や基盤整備等の建設事業	設計や予備調査等、施設整備や基盤整備等の建設事業の準備段階で行われるもの		
	新規・継続	継続					
	事業詳細・手段	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常の館内清掃、受付、定期巡回等の管理（シルバー人材センター委託）</li> <li>・定期清掃、樹木管理、機械設備保守管理業務（民間業者委託）</li> <li>・その他の保守管理、備品管理、施設管理運営（職員）</li> </ul>					
	市の関与のあり方	市が事業主体					
事業内容	事業量・頻度	H23年度 利用者数 122,816人 H24年度 利用者数 123,913人 H25年度 利用者数 125,754人 H26年度 利用者数 138,000人（見込） ・利用者数（累計） 1,550,615人 H26.9月現在 H25 事業費（決算額） 70,452,715円 ・需用費 40,228,364円 ・役務費 398,580円 ・委託費 26,969,106円 ・使用料及び賃借料271,040円 ・工事請負費 2,304,750円 ・備品購入費 280,875円 H26 事業費 67,173千円 ・需用費 40,406千円 ・役務費 587千円 ・委託費 25,699千円 ・使用料及び賃借料 405千円 ・備品購入費 76千円 ※露天風呂を新設したことにより、1日平均100人程度の利用者増になったが、年間利用者数15万人を目標としたい。					
	効率性	H27事業費 74,898千円 ・需用費 46,770千円 消耗品費 2,360千円 燃料費 13,608千円 印刷製本費 262千円 光熱水費 27,500千円 修繕料 2,500千円 医薬材料費 540千円 ・役務費 588千円 通信運搬費 90千円 手数料 498千円 ・委託料 27,000千円 ・使用料及び賃借料 540千円 使用料 28千円 借上料 512千円					
年度別事業費	平成26年度予算（単位：千円）		平成27年度事業費見込（単位：千円）		事務事業所属課番号	1	
	67,173		74,898				

事業推進方針

○	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業
	事業内容を見直しながら実施する事業
	当面実施しない事業、または廃止・休止する事業



事業推進方針判断に際しての3つの視点

必要性	事務事業の必要性を判断する際には、当該事業が総合計画基本計画に明確に位置づけられているか、あるいは、この事業に対応した施策が明確に基本計画に記載されているか、また、総合計画基本計画の策定後に、当該事業の実施が求められるような社会経済情勢の変化があるのかも判断基準としています。	高い	○
	総合計画では、4章1節生涯健康のまちづくり、施策3「健康づくり施設の充実」に位置づけられています。市民の保健の向上及び福祉の増進を図り、保健サービス及び福祉サービスを推進するための保健福祉センターとしてゆうゆう館は設置されており、下野市保健福祉センター条例では、次に掲げる事業を行うこととしています。 (1) 健康教育及び健康相談に関すること。(2) 母子保健及び栄養指導に関すること。(3) 各種健康診査及び予防接種に関すること。(4) 健康増進に関すること。(5) 高齢者及び障害者の生きがい対策に関すること。(6) 高齢者及び障害者の生活相談に関すること。(7) 保健及び福祉に係る情報の提供に関すること。(8) 在宅福祉サービスに関すること。(9) 子育て支援に関すること。(10) その他市長が必要と認める事業。 以上のことから、センターは常に良好な状態で適正な管理を行う必要があり、必要性は高いとしました。	低い	
	事務事業の熟度・緊急性を判断する際には、新規事業の場合は、着手・実施の見通しはあるか、事業進捗の阻害要因があるか、継続事業の場合は、現行レベルを継続するうえで事業進捗に相当な影響を及ぼす新たな障害がないか、また、事業を休止・縮小することが可能かという観点も判断基準としています。	高い	○
熟度・緊急性	温浴施設3館（ふれあい館・きらら館・ゆうゆう館）の機能集約化を行うことで、市民のニーズや地域社会の動向を考慮し、それぞれの特徴を活かしながら活気ある施設への整備、改修を実施しており、ゆうゆう館については、露天風呂を新設して憩いのあるリラクゼーション施設として再整備されました。また、市民の健康増進のための施設として、健康相談、健康診断等の事業が実施されており、施設の維持管理を適正に行う必要があります。以上のことから、熟度・緊急性は高いとしました。	低い	
	事務事業の効率性の判断にあたっては、民間委託の拡大を図っているか、類似業務との統合を進めているか、経費削減に向けた改善・工夫を行っているかなどを判断基準としています。	高い	○
効率性	ゆうゆう館においては、保健の向上、福祉の増進を目的とした多くの事業が展開されており、保健福祉センターとして効率的な運営がされています。また、リラクゼーション施設として利用者増を図るため、ゆうゆう振興会及びボランティア団体と連携し、子育て支援センター及びボランティア団体によるコンサートや、ゆうゆう振興会によるカラオケ大会等を開催しています。今後も、保健福祉センターとしての適正管理に努めるとともに、節電等に取り組み、燃料費等の削減に努めることとしています。以上のことから、効率性は高いとしました。	低い	